

長野県告示第329号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成15年7月4日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県大町建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成15年6月19日

長野県知事 田中康夫

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 148号

3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
北安曇郡小谷村大字中土5482番の13地先から 北安曇郡小谷村大字中土10146番の1地先まで	旧	m 5.5~39.0	km 0.8193
北安曇郡小谷村大字中土2482番の1地先から 北安曇郡小谷村大字中土10146番の1地先まで		10.2~63.4	0.8204
北安曇郡小谷村大字中土2482番の1地先から 北安曇郡小谷村大字中土10146番の1地先まで	新	10.2~63.4	0.8204

道路維持課

長野県告示第330号

昭和49年長野県告示第140号（地方自治法施行令による指定代理金融機関及び収納代理金融機関指定）の一部を次のように改正します。

平成15年6月19日

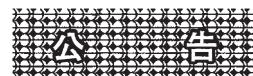
長野県知事 田中康夫

別表第2中

「	伊那支所	伊那市
''	手良支所	''
''	美篤支所	''
''	富県支所	''
''	新山出張所	」
「	伊那支所	伊那市
''	美篤手良支所	''
''	富県支所	''
「	辰野支所	上伊那郡辰野町
''	小野支所	''
''	川島支所	''
''	羽北支所	''
''	朝日支所	''
''	新町出張所	''
''	竜東出張所	''
''	箕輪町支所	上伊那郡箕輪町
''	東箕輪支所	''
''	三日町支所	''
''	大出支所	''
''	木下支所	''
「	辰野支所	上伊那郡辰野町
''	箕輪町支所	上伊那郡箕輪町」
「	駒ヶ根支所	駒ヶ根市
''	東伊那支所	''

「 '' 駒ヶ根支所 駒ヶ根市 」に
 「 '' 飯島支所 上伊那郡飯島町
 '' 七久保支所 '' を
 '' 片桐支所 上伊那郡中川村」
 「 '' 飯島支所 上伊那郡飯島町」に
 「 '' 東部支所 上伊那郡高遠町
 '' 高遠支所 ''
 '' 三義支所 ''
 '' 長藤支所 '' を
 '' 藤沢支所 ''
 '' 美和支所 上伊那郡長谷村
 '' 伊那里支所 ''
 「 '' 東部支所 上伊那郡高遠町」に改め
 る。

会計局



公告

表彰規則（昭和34年長野県規則第6号）第6条の規定により、次の者を表彰しました。

平成15年6月19日

長野県知事 田中康夫
 平成15年6月11日表彰 スポーツ栄誉賞
 山岡聰子
 新谷志保美

広報広聴チーム

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があつたので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成15年6月19日

長野県知事 田 中 康 夫

1 申請のあった年月日

平成15年6月6日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 松代大本営平和祈念館

3 代表者の氏名

馬 場 修

4 主たる事務所の所在地

長野市川中島町御厨195番地26

5 定款に記載された目的

この法人は、世界的に重要な第二次世界大戦の戦争遺跡である「松代大本営地下壕」の史実を多くの人々が学び、交流する場を提供するとともに、平和の尊さを伝え、人づくりの推進を図り、地域社会の活性化及び公益の増進に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があつたので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成15年6月19日

長野県知事 田 中 康 夫

1 申請のあった年月日

平成15年6月9日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 ホットコミュニティ・サポート

3 代表者の氏名

山 浦 義 人

4 主たる事務所の所在地

駒ヶ根市赤穂88番地

5 定款に記載された目的

この法人は、成人青少年、学校関係、シルバー世代の人々に対して、消えつつある伝統文化や身近な事物をテーマとした学習事業の展開や、様々な芸術等を対象にした展示・講演などを含めたワークショップ、出張事業等「芸術を通じて生きる力を養い、豊かな価値観を持った人間を育てる環境作り」に関する事業を行うことにより、地域の人々等とともに総合文化の発展と生きる力の育成に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があつたので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成15年6月19日

長野県知事 田 中 康 夫

1 申請のあった年月日

平成15年6月5日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 エリアネット更埴

3 代表者の氏名

林 愛一郎

4 主たる事務所の所在地

更埴市大字森2536番地8

5 定款に記載された目的

この法人は、更埴市及び周辺地域を対象として、インターネットを活用した高度情報化の推進に関する事業を行い、主として地域内住民の生活利便性の向上と地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があつたので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成15年6月19日

長野県知事 田 中 康 夫

1 申請のあった年月日

平成15年6月11日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 お仕事チーム

3 代表者の氏名

江 村 喜 明

4 主たる事務所の所在地

北佐久郡御代田町大字塩野895番地

5 定款に記載された目的

この法人は、障害のある人をはじめとして、社会的に働く場が得にくく、また社会体験の場が限られた人たちに対して、協働での仕事づくりとそのための支援活動、また社会体験の場の提供に関する事業を行うことを通じて、一人一人の多様な生き方、働き方を支援する仕組みづくり・組織づくりをし、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同法第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成15年6月19日

長野県知事 田中康夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マツヤ 若槻店

長野市徳間1-10-5ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)マツヤ

長野市大字三輪荒屋1180-1

3 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
(株)マツヤ	午前9時30分	午後10時

(変更後)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
(株)マツヤ	午前9時	午後11時30分

4 変更年月日

平成15年6月14日

5 届出年月日

平成15年6月3日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県長野地方事務所商工課

7 縦覧の期間

平成15年6月19日から平成15年10月20日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県長野地方事務所商工課

産業振興課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成15年6月19日

長野県知事 田中康夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マツヤ 七瀬店

長野市大字鶴賀字呑沢580ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)マツヤ

長野市大字三輪荒屋1180-1

3 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
(株)マツヤ	午前10時	午後10時

(変更後)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
(株)マツヤ	午前9時	午後11時30分

4 変更年月日

平成15年6月14日

5 届出年月日

平成15年6月3日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課及び長野県長野地方事務所商工課

7 縦覧の期間

平成15年6月19日から平成15年10月20日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県長野地方事務所商工課

産業振興課

産業振興課

公告

平成16年度長野県工科短期大学校学生を次のとおり募集します。

平成15年6月19日

長野県知事 田中康夫

1 募集人員

募集人員は、次のとおりとする。

学 科	総募集人員	一般入学試験		推薦入学試験	
		前 期	後 期	高等学校長による推薦による選抜	事業主又は大学・短期大学などの学長(校長)による推薦による選抜
生産技術科	20 人	10 人	若干人	10 人	若干人
制御技術科	20 人	10 人	若干人	10 人	若干人
電子技術科	20 人	10 人	若干人	10 人	若干人
情報技術科	20 人	10 人	若干人	10 人	若干人

(注) 生産技術科の「高等学校長の推薦による選抜」の募集人員のうち5人以上は、平成16年3月に高等学校設置基準(昭和23年文部省令第1号)の規定による工業に関する学科を卒業見込みの者とする。

2 一般入学試験

(1) 出願資格

次のいずれかに該当する者(平成16年3月31日までに該当する見込みの者を含む。)

- ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)による高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- イ アに掲げる者と同等以上の学力を有すると認められる者

(2) 出願手続

ア 提出書類

(ア) 入学願書(本校所定の用紙による。)

(イ) 最終卒業学校長が作成し、封印した調査書(大学入学資格検定合格者にあっては、合格証明書及び成績証明書。廃校、り災その他の事情によって最終卒業学校長が作成した調査書が得られない者にあっては、卒業証書及び成績通信簿又はこれに相当する書類)

(ウ) 健康診断書(平成14年3月以前に高等学校を卒業した者及び(1)のイに該当する者のみ必要とし、本校所定の用紙により、出願前3月以内に受診したものとする。)

(エ) 写真3枚(出願前3月以内に撮影した無帽、正面向き、上半身、背景のない縦4センチメートル、横3センチメートルのもの(裏面に氏名を明記)を入学願書及び受験票にはること。)

(オ) 受験票交付用封筒(本校所定の封筒にあて先及び郵便番号を明記し、430円切手をはること。)

イ 入学審査料

入学審査料(18,000円)は、長野県収入証紙により納付すること(入学願書にはって、消印しないこと。)

ウ 受付期間

次の表のとおりとし、受付時間は午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。

区分	受付期間
前 期	平成16年1月9日(金)から1月26日(月)まで(郵送による場合は、1月26日(月)までの消印のあるもの)
後 期	平成16年3月9日(火)から3月18日(木)まで(郵送による場合も、3月18日(木)必着とする。)

エ 受付場所

上田市大字下之郷813-8(郵便番号386-1211)

長野県工科短期大学校 教務学生課

オ 受験票の交付

(ア) 入学願書を受理したときは、受験票を交付する。

(イ) 受験票は、試験当日必ず持参すること。

(3) 入学審査

ア 方法

入学審査は、筆記試験、人物考査(面接試験)及び身体検査に基づいて行う。

イ 期日及び場所

(ア) 期日

区分	審査期日
前期	平成16年2月6日(金)
後期	平成16年3月23日(火)

(イ) 場所

区分	場所
前期	(上田会場) 上田市大字下之郷813-8 長野県工科短期大学校
	(松本会場) 松本市中央1-23-1 松本商工会館
後期	上田市大字下之郷813-8 長野県工科短期大学校

(注) 前期にあっては、上田会場又は松本会場のうち受験者が希望する会場とする。

ただし、同一会場で受験者が多数の場合には、願書受付時に会場の調整を行うことがある。

ウ 審査内容

区分	審査内容
生産技術科 制御技術科 電子技術科	(ア) 筆記試験 数学(数学Ⅰ、数学Ⅱ及び数学A) (イ) 人物考査(面接試験) (ウ) 身体検査(健康診断書による。)
情報技術科	(ア) 筆記試験 数学(数学Ⅰ、数学Ⅱ及び数学A) 及び外国語(英語Ⅰ) (イ) 人物考査(面接試験) (ウ) 身体検査(健康診断書による。)

(4) 合格者の発表

次のとおりとし、長野県工科短期大学校掲示板に掲示するほか、合格者に通知する。なお、電話等による問い合わせには一切応じない。

区分	発表期日及び時刻
前期	平成16年2月19日(木) 午前9時
後期	平成16年3月25日(木) 午後3時

3 推薦入学試験(高等学校長の推薦による選抜)

(1) 出願資格

長野県内の高等学校を平成16年3月に卒業見込みの者

(2) 推薦条件

区分	推薦条件
生産技術科 制御技術科 電子技術科	次のいずれにも該当する者 ア 高等学校長が入学後の学業について十分成果が期待できると認め、責任をもって推薦する者 イ 本校への入学を専ら志願し、合格した場合必ず入学する者
情報技術科	次のいずれにも該当する者 ア 高等学校長が入学後の学業について十分成果が期待できると認め、責任をもって推薦する者 イ 本校への入学を専ら志願し、合格した場合必ず入学する者 ウ 調査書の全体の評定平均値が3.7以上である者

(3) 出願手続

ア 提出書類

- (ア) 推薦入学願書（本校所定の用紙による。）
- (イ) 推薦書（本校所定の用紙により、高等学校長が作成し、封印したもの）
- (ウ) 志望理由書（本校所定の用紙により、本人が作成したもの）
- (エ) 高等学校長が作成し、封印した調査書（り災その他の事情によって学校長が作成した調査書が得られない者にあっては、成績通信簿又はこれに相当する書類）
- (オ) 写真3枚（出願前3ヶ月以内に撮影した無帽、正面向き、上半身、背景のない縦4センチメートル、横3センチメートルのもの（裏面に氏名を明記）を入学願書及び受験票にはること。）
- (カ) 受験票交付用封筒（本校所定の封筒にて先及び郵便番号を明記し、430円切手をはること。）

イ 入学審査料

2の(2)のイのとおり

ウ 受付期間

平成15年10月14日（火）から10月22日（水）まで（受付時間は午前8時30分から午後5時15分まで）とする。ただし、土曜日及び日曜日は除く。

なお、郵送による場合は、10月22日（水）までの消印のあるものに限り受け付ける。

エ 受付場所

2の(2)のエのとおりとする。ただし、学校長を経由して行うこと。

オ 受験票の交付

2の(2)のオのとおり

(4) 入学審査

ア 方 法

入学審査は、基礎学力試験（情報技術科に限る。）、書類審査、人物考査（面接試験）及び身体検査に基づいて行う。

イ 期日及び場所

(ア) 期 日 平成15年11月6日（木）

(イ) 場 所 長野県工科短期大学校

(5) 合格者の発表

平成15年11月13日（木）午前9時に、長野県工科短期大学校掲示板に掲示するほか、合格者及び高等学校長に通知する。電話等による問い合わせには一切応じない。

なお、推薦入学試験の結果、合格しなかった者は、2に定めるところにより一般入学試験に出願することができる。

4 推荐入学試験（事業主又は大学・短期大学などの学長（校長）の推薦による選抜）

(1) 出願資格

次のいずれかに該当する者（平成16年3月31日までに該当する見込みの者を含む。）

ア 2の(1)に規定する出願資格を満たし、かつ、長野県内の事業所に1年以上勤務する者

イ 学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校又は修業年限2年以上の専門課程を置く専修学校を卒業した者

ウ ア及びイに掲げるもののほか、これに準ずる学校等（学校教育法以外の法令の規定に基づいて設置された施設を含む。）を卒業した者

(2) 推荐条件及び推薦枠

ア 推荐条件

次のいずれにも該当する者

(ア) 事業主又は大学・短期大学などの学長（校長）が入学後の学業について十分成果が期待できると認め、責任をもって推薦する者

(イ) 本校への入学を専ら志願し、合格した場合必ず入学する者

イ 推荐枠

事業主からの推薦による場合は、1事業主から1人とする。

(3) 出願手続

ア 提出書類

(ア) 推荐入学願書（本校所定の用紙による。）

(イ) 推荐書（本校所定の用紙により、推薦者が作成し、封印したもの）

(ウ) 志望理由書（本校所定の用紙により、本人が作成したもの）

(エ) 在職証明書（事業主の推薦による場合、本校所定の用紙により、事業主が証明

し封印したもの）

(オ) 最終卒業学校長が作成し、封印した調査書及び卒業証明書（大学入学資格検定合格者にあっては、合格証明書及び成績証明書。

廃校、り災その他の事情によって最終卒業学校長が作成した調査書及び卒業証明書が得られない者にあっては、卒業証書及び成績

通信簿又はこれに相当する書類

- (カ) 健康診断書（本校所定の用紙により、出願前3ヶ月以内に受診したもの）
- (キ) 写真3枚（出願前3ヶ月以内に撮影した無帽、正面向き、上半身、背景のない縦4センチメートル、横3センチメートルのもの（裏面に氏名を明記）を入学願書及び受験票にはること。）
- (ク) 受験票交付用封筒（本校所定の封筒にあて先及び郵便番号を明記し、430円切手をはること。）

イ 入学審査料

2の(2)のイのとおり

ウ 受付期間

平成15年10月14日（火）から10月22日（水）まで（受付時間は午前8時30分から午後5時15分まで）とする。ただし、土曜日及び日曜日は除く。

なお、郵送による場合は、10月22日（水）までの消印のあるものに限り受け付ける。

エ 受付場所

2の(2)のエのとおりとする。ただし、事業主又は大学・短期大学などの学長（校長）を経由して行うこと。

オ 受験票の交付

2の(2)のオのとおり

(4) 入学審査

ア 方 法

入学審査は、人物考査（書類審査及び面接試問）に基づいて行う。

イ 期日及び場所

(ア) 期 日 平成15年11月6日（木）

(イ) 場 所 長野県工科短期大学校

(5) 合格者の発表

平成15年11月13日（木）午前9時に長野県工科短期大学校掲示板に掲示するほか、合格者及び推薦者に通知する。電話等による問い合わせには一切応じない。

なお、推薦入学試験の結果、合格しなかった者は、2に定めるところにより一般入学試験に出願することができる。

5 その他

入学願書用紙等の請求又は試験についての問い合わせは、長野県工科短期大学校 教務学生課（電話0268-39-1111）に行うこと。

産業活性化・雇用創出推進局

公告

平成15年6月10日、小県郡丸子町による箱畠地区の土地改良事業の施行について同意しました。

平成15年6月19日

長野県上小地方事務所長 井 本 久 夫

土地改良課

公告

平成15年6月6日、長野市による鐘ヶ嶺地区の土地改良事業の施行について同意しました。

平成15年6月19日

長野県長野地方事務所長 金 井 範 夫

土地改良課

公告

林業改良指導員資格試験を次のとおり行います。

平成15年6月19日

長野県知事 田 中 康 夫

1 日 時

平成15年9月2日（火）午前9時から午後5時まで

2 場 所

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県庁 議会棟401、403号会議室

3 受験資格

林業改良指導員資格試験条例（昭和32年長野県条例第65号。以下「条例」という。）第4条に規定するところによります。

4 受験の手続

(1) 提出書類

林業改良指導員資格試験条例施行規則（昭和33年長野県規則第6号）第4条第1項に規定する受験願書並びに同項各号に掲げる書類及び写真

(2) 受付期間

平成15年7月2日（水）から7月18日（金）まで（郵送による場合は、平成15年7月18日までの消印のあるものに限り受け付けます。）

(3) 提出場所

長野県林務部林業振興課（県庁専用郵便番号380-8570）

所在地 長野市大字南長野字幅下692-2

5 試験の方法

条例第3条に規定する筆記試験及び口述試験とします。

6 受験手数料

受験手数料（3,000円）は、長野県収入証紙により（受験願書

にはって、消印はしないでください。) 納付してください。

7 受験票の交付

受験願書を受理したときは、受験票を交付します。

8 合格者の発表及び合格証書の交付

試験実施後1ヶ月以内に長野県庁掲示板に掲示するほか、合格者には合格証書を交付します。

9 その他

受験願書用紙の請求又はこの試験についての問い合わせは、長野県林務部林業振興課（電話(026)235-7267又は(026)232-0111内線3245、3246、3247）です（郵送による場合は、80円切手をはつたて先明記の定形返信用封筒を同封してください。）。

林業振興課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成15年6月19日

長野県知事 田中康夫

公告

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第11条の2に規定する検定を次のとおり行います。

平成15年6月19日

長野県公安委員会

1 検定を行う警備業務の種別並びに検定の日時及び場所

種別	期日	時間	場所
交通誘導警備 (2級)	平成15年 9月27日(土)	午前8時30分から	長野市川中島町原704番地2
貴重品運搬警備 (2級)	平成15年 9月28日(日)	午後5時まで	東北信運転免許センター

2 検定の方法

検定は、検定を受けようとする者の知識及び技能について、学科試験及び実技試験により判定することによって行います。

3 試験の区分

種別	区分	科目
交通誘導警備 (2級)	学科試験	警備業務に関する基本的な事項 法令に関すること 車両等の誘導に関すること 事故の発生時における応急の措置に関すること
	実技試験	車両等の誘導に関すること 事故の発生時における応急の措置に関すること
貴重品運搬警備 (2級)	学科試験	警備業務に関する基本的な事項 法令に関すること 車両による伴走及び周囲の見張りに関すること 事故の発生時における応急の措置に関すること
	実技試験	車両による伴走及び周囲の見張りに関すること 事故の発生時における応急の措置に関すること

1 都市計画の種類及び名称

長野都市計画ごみ処理施設 長野市清掃センター

2 縦覧場所

長野県土木部都市計画課及び長野市役所

都市計画課

公告

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しました。

平成15年6月19日

長野県公営企業管理者 古林弘充

名 称	所 在 地	指定期日
堀内設備	更埴市大字八幡 2279番地6	平成15年 6月12日
マルブン水道配管工事店	小県郡青木村大字村松 1834番地	平成15年 6月12日
株式会社北村組	上水内郡信州新町 大字竹房424番地の3	平成15年 6月12日
株式会社上原産業	上水内郡信州新町 大字牧田中2041番地	平成15年 6月12日

水道課

2 検定の方法

検定は、検定を受けようとする者の知識及び技能について、学科試験及び実技試験により判定することによって行います。

3 試験の区分

種別	区分	科目
交通誘導警備 (2級)	学科試験	警備業務に関する基本的な事項 法令に関すること 車両等の誘導に関すること 事故の発生時における応急の措置に関すること
	実技試験	車両等の誘導に関すること 事故の発生時における応急の措置に関すること
貴重品運搬警備 (2級)	学科試験	警備業務に関する基本的な事項 法令に関すること 車両による伴走及び周囲の見張りに関すること 事故の発生時における応急の措置に関すること
	実技試験	車両による伴走及び周囲の見張りに関すること 事故の発生時における応急の措置に関すること

4 受検資格

長野県内に住所を有する者又は長野県内の営業所に属している警備員。ただし、次のいずれかに該当する者は、検定を受けることができません。

(1) 法第3条第1号から第6号までのいずれかに該当する者

(2) 警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号)第11条第1項第2号又は第3号に該当することにより検定の合格を取り消され、当該取消しの日から起算して3年を経過しない者

5 受検定員

種 別	人 員
交通誘導警備(2級)	80人程度
貴重品運搬警備(2級)	50人程度

会場の都合により上記定員になり次第、申込受付期限内であっても受付を締め切ります。

6 受検の手続

(1) 受検の申込み

検定を受けようとする者は、検定申請書(以下「申請書」という。)2通に必要な事項を記入し、次に掲げる書類等を添付して住所地(検定申請者が警備員である場合にあっては、その属する営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署長に申し込んでください。

ア 履歴書及び住民票の写し(外国人にあっては、外国人登録証明書の写し) 1通

イ 長野県以外に住所を有する警備員が、長野県内の営業所に属していて、検定を受けようとする場合にあっては、当該営業所に所属することを疎明する書面(警備員所属証明書) 1通

ウ 法第3条第1号に掲げる者に該当しない旨の東京法務局の証明書 1通

エ 法第3条第1号に掲げる者に該当しない旨の市町村の長の証明書 1通

オ 法第3条第6号に掲げる者に該当しない旨の医師の診断書 1通

カ 法第3条第1号から第6号までに掲げる者のいずれにも該当しないこと及び検定規則第11条第1項第2号又は第3号に該当することにより検定の合格を取り消され、当該取消しの日から起算して3年を経過しない者に該当しないことを誓約する書面 1通

キ 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの 2枚

(2) 申込みの受付期限

平成15年8月26日(火)までとします。

(3) 手数料

手数料(交通誘導警備(2級)検定にあっては22,000円、貴重品運搬警備(2級)検定にあっては23,000円)は、長野県収入証紙により(申込書にはって消印しないこと。)納付してください。

7 その他

(1) 検定当日は、筆記用具を持参してください。

(2) 検定の手続についての問い合わせ及び申込書の請求は、最寄りの警察署生活安全課又は生活安全・刑事課に行ってください。

生活安全企画課